

2024 年度総会後修正

日本看護診断学会

規程集

2024 年 8 月

規程集一覧

I . 日本看護診断学会会則	1
II . 施行細則	9
1 . 委員会に関する項目	
1) 看護診断用語検討委員会規程	9
2) 編集委員会規程	11
3) 研究推進委員会規程	12
4) 研究助成選考委員会規程	13
5) 広報委員会規程	14
6) 國際交流委員会規程	15
7) 規約委員会規程	16
8) 学術活動委員会規程	17
9) 利益相反 (conflict of interest : COI) 委員会規程	18
2 . 選挙に関する項目	20
1) 選挙管理委員会規約	20
2) 評議員選出規約	22
3) 理事選出規約	23
4) 監事選出規約	24
3 . その他細則	25
1) 名誉会員に関する細則	25

I. 日本看護診断学会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

1. 本会は、日本看護診断学会と称する。
2. 本会の英語名は、
Japan Society of Nursing Diagnosis,
略称 J S N D と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は理事長の指名するところに置き、理事会の承認を得る。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本会は、適切な看護を行うために看護診断ならびに介入・成果に関する研究・開発・検証・普及を行うと共に会員相互の交流を推進する。また、看護診断に関する国際的な情報交換や交流を行うことによって、看護の進歩向上に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

- 本学会の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 定期学術大会、課題研究会、講演会等の開催。
 2. 学会機関誌、学会ニュースレターおよび学術図書の刊行。
 3. 国内外の関連諸学会、職能団体との連絡ならびに協力。
 4. 看護診断ならびに介入・成果に関連する国際学術団体との交流および連携。
 5. 看護診断に関する研究の推進。
 6. 研究の助成。
 7. その他本学会の目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

第5条（会員の種別）

本学会の会員は次の通りとする。

1. 正会員

本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または経験を有する個人。

2. 賛助会員

本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したもの。

3. 名誉会員

- 1) 本学会の活動に特別な功績のあった者で、理事会の議決を経て、理事長が総会に推薦するものとする。
- 2) 名誉会員は評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3) 名誉会員の推薦に関しては、別に定める。

第6条（会員の入会）

1. 本学会の会員になろうとする者は、日本看護診断学会入会申込書を本学会事務局に提出し、理事会の承認を得たのち、所定の入会金および会費を納入しなければならない。
2. 前項の申し込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知しなければならない。

第7条（入会金および会費）

1. 本学会に入会を認められた者は所定の入会金を納入しなければならない。入会金は5000円とする。
2. 本学会の会員は所定の年会費を納入しなければならない。年会費は7000円とする。
3. 既納の入会金および会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
4. いったん退会した会員が再び入会を申し込む場合は、入会金を免除する。

第8条（会員の退会）

1. 本学会の会員で退会しようとする者は、所定の退会届を本学会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 次の各号に該当する会員および賛助会員は退会とする。
 - ①退会届が提出され、受理されたとき
 - ②死亡、失踪宣告または賛助会員が解散したとき
 - ③会費を2年間滞納したとき

第9条（会員の除名）

会員が本学会の名誉を著しく傷つけ、または本学会の目的に反する行為があった時は、理事会の議決を経て除名することができる。

第4章 役 員

第10条（役員の種類）

本学会に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名以内
理事	理事定数は別に定める。
評議員	評議員定数は別に定める。
監事	2名
幹事	若干名
学術大会会長	1名

第11条（理事長）

1. 理事長は本学会を代表し、会務を統括する。
2. 理事長は理事会で理事の中から互選し、評議員会の議を経て、総会の承認を得て決定する。
3. 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を越えて在任することはできない。

第12条（副理事長）

1. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその業務を代行する。
2. 副理事長は理事の中から理事長が指名し、理事会の承認により決定する。
3. 副理事長の任期は指名した理事長の在任期間とする。

第13条（理事）

1. 理事は理事会を組織し、本学会の年間事業計画ならびにこれに伴う予算計画を含む運営について協議し、議決する。
2. 理事は評議員の中から選出する。
3. 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を越えて在任することはできない。
4. 辞任等により欠員が生じた場合に、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

第14条（評議員）

1. 評議員は評議員会を組織し、本学会の運営に関する事項を審議する。また、理事の選出ならびに理事会の議決事項の実施について審議し承認する。
2. 評議員は正会員の中から選出する。
3. 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を越えて在任することはできない。
4. 辞任等により欠員が生じた場合に、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

第15条（監事）

1. 監事は会務および会計資産を監査し、理事会に報告する。
2. 監事は評議員の中から選出する。
3. 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を越えて在任することはできない。
4. 辞任等により欠員が生じた場合に、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

第16条（幹事）

1. 幹事は本学会の事業運営に必要な会務を分掌する。
2. 幹事は会員の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。
3. 幹事の任期は指名した理事長の在任期間とする。

第17条（学術大会会長）

1. 学術大会会長は定期学術大会を主宰する。
2. 学術大会会長は理事長が推薦し、理事会および評議員会の承認を経て、総会で決定する。
3. 学術大会が終了し、担当業務の終結は監事の監査により確認を受け理事会に報告したのち、次期大会長に引き継ぐことで任期を終了する。

第5章 会議

第18条（会議の種類）

本学会の運営のために、次の会議を開催する。

1. 総会（年1回以上）
2. 理事会（年2回以上）
3. 評議員会（年1回以上）
4. 幹事会（必要に応じて開催）

第 19 条（総会）

1. 総会は理事長が招集する。議長は理事長が推薦し、総会の承認を得る。
2. 総会は年 1 回以上開催する。
3. 総会は正会員の 10 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、議事について書面または電磁的方法（電子メール）をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
4. 総会は本学会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - 1) 事業計画および収支予算
 - 2) 事業報告および収支決算
 - 3) その他理事会が必要と認めた事項
5. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール）をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
6. 総会における議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 総会の議事録ならびに議決はホームページに掲載し、会員に通知する。
8. 正会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会を開催する請求があったときは、理事長は遅滞なく臨時総会を開催しなければならない。

第 20 条（理事会）

1. 理事会は理事長が招集し、議長となる。
2. 理事会は年 2 回以上開催する。
3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
4. 理事会における議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 理事会の議事録ならびに議決はホームページに掲載し、会員に通知する。
6. 理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

第 21 条（評議員会）

1. 評議員会は理事長が招集し、議長となる。
2. 評議員会は年 1 回以上開催する。
3. 評議員会は評議員の委任状を含め過半数の出席をもって議事を開き議決することができる。
4. 評議員会における議事は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 評議員会の議事録ならびに議決はホームページに掲載し、会員に通知する。
6. 評議員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会を開催する請求があったとき、および理事会が必要と認めたときは、理事長は遅滞なく臨時評議員会を開催しなければならない。

第 22 条（委員会）

1. 本学会の事業実務を円滑に推進するために、以下の委員会を置く。
委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 1) 看護診断用語検討委員会
 - 2) 編集委員会
 - 3) 研究推進委員会
 - 4) 研究助成選考委員会
 - 5) 広報委員会
 - 6) 国際交流委員会
 - 7) 規約委員会
 - 8) 学術活動委員会
 - 9) 利益相反委員会
 - 10) その他、理事会が必要と認めた委員会
2. 委員会が活動するために必要な経費は予算計画にもとづいて学会が支出する。

第 23 条（幹事会）

1. 幹事会は理事長が招集し、議長となる。
2. 幹事会は、理事長、副理事長、庶務担当理事、会計担当理事、幹事で構成し、必要に応じて他の者を入れることができる。

第6章 資産および会計

第 24 条（資産の内わけ）

本学会の資産は次の通りとする。

1. 入会金および年会費
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生じる収入
4. 寄付金品
5. その他の収入

第 25 条（基本財産と運用財産）

1. 本学会の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。
2. 基本財産は 600 万円とする。
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金品は運用財産とし、寄付者の指定のあるものはその指定に従う。

第 26 条（資産の管理）

本学会の資産は理事長が責任をもって管理する.

第 27 条（基本財産の運用）

基本財産は消費または担保に供してはならない.

第 28 条（運用財産の運用）

本学会の事業遂行に要する費用は、入会金および会費、事業に伴う収入、および資産から生じる収入等の運用財産をもって支弁するものとし、毎年度の事業計画およびこれに伴う收支予算は 理事会で議決し、評議員会および総会の承認を受けなければならない.

第 29 条（報告の義務）

本学会の収支決算は毎会計年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の意見を付して理事会および評議員会の承認を経て、会員に報告しなければならない.

第 30 条（事業年度）

本学会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる.

第7章 会則の変更ならびに学会の解散

第 31 条（会則の変更）

本会則を変更しようとするときは理事会に提案し、その議決を経て、評議員会および総会の承認を受けなければならない.

第 32 条（学会の解散）

本学会の解散は理事会および評議員会において3分の2以上の賛成をもって議決し、かつ正会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない.

第 33 条（解散に伴う財産の処分）

本学会の解散に伴う残余財産は、理事会および評議員会において各々の3分の2以上の賛成を得て、本学会の目的に類似する公益法人に寄付するものとする.

第8章 補 則

第34条（細則）

本会則の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この会則は 1994 年 8 月 5 日より施行する。
2. 1999 年 7 月 17 日一部改正実施する。
3. 2000 年 6 月 17 日一部改正実施する。
4. 2001 年 6 月 21 日一部改正実施する。
5. 2002 年 7 月 19 日一部改正実施する。
6. 2005 年 7 月 2 日一部改正実施する。
7. 2006 年 6 月 24 日一部改正実施する。
8. 2008 年 7 月 5 日一部改正実施する。
9. 2012 年 7 月 14 日一部改正実施する。
10. 2014 年 7 月 12 日一部改正実施する。
11. 2017 年 7 月 15 日一部改正実施する。
12. 2020 年 12 月 14 日一部改正実施する。
13. 2022 年 9 月 15 日一部改正実施する。
14. 2024 年 8 月 15 日一部改正実施する。

II. 施行細則

1. 委員会に関する項目

1) 看護診断用語検討委員会規程

第1条（運営）

本学会会則第22条第1項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第2条（目的）

委員会は看護診断に関する専門用語の標準化をはかることを目的とする。

第3条（委員会）

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第4条（委員長）

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第22条第1項）

第5条（委員）

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続2期までとする。

第6条（委員会の招集）

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条（活動事項）

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 看護診断用語の検討に関する事項
- 2) 看護診断の的確な理解と活用に関する事項
- 3) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第8条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は2000年6月12日より施行する。
2. この規程は2007年3月25日一部改正実施する。
3. この規程は2008年3月20日一部改正実施する。
4. この規程は2008年12月21日一部改正実施する。
5. この規程は2012年7月13日一部改正実施する。
6. この規程は2014年3月23日一部改正実施する。
7. この規程は2015年6月14日一部改正実施する。

8. この規程は 2017 年 10 月 8 日一部改正実施する。
9. この規程は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

2) 編集委員会規程

第 1 条 (運営)

本学会会則第 22 条第 1 項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第 2 条 (目的)

委員会は日本看護診断学会誌及びニュースレターを刊行するための編集活動を行うことを目的とする。

第 3 条 (委員会)

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第 4 条 (委員長)

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第 22 条第 1 項）

第 5 条 (委員)

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続 2 期までとする。

第 6 条 (委員会の招集)

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第 7 条 (活動事項)

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 機関誌『看護診断』の編集・発刊
- 2) ニュースレターの発行
- 3) 投稿規程および査読規程等に関する事項
- 4) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第 8 条 (規程の改正)

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は 2000 年 6 月 12 日より施行する。
2. この規程は 2008 年 12 月 21 日一部改正実施する。
3. この規程は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
4. この規程は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
5. この規程は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

3) 研究推進委員会規程

第 1 条 (運営)

本学会会則第 22 条第 1 項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第 2 条 (目的)

委員会は看護診断に関する研究を推進することを目的とする。

第 3 条 (委員会)

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第 4 条 (委員長)

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第 22 条第 1 項）

第 5 条 (委員)

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続 2 期までとする。

第 6 条 (委員会の招集)

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第 7 条 (活動事項)

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 看護診断に関する研究課題の探究、明確化
- 2) 会員の研究の推進
- 3) 研究に関する情報の発進、会員への情報提供
- 4) 他の関連諸学会、諸機関との情報交換
- 5) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第 8 条 (規程の改正)

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は 2000 年 6 月 12 日より施行する。
2. この規程は 2008 年 12 月 21 日一部改正実施する。
3. この規程は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
4. この規程は 2014 年 3 月 23 日一部改正実施する。
5. この規程は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
6. この規程は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

4) 研究助成選考委員会規程

第 1 条 (運営)

本学会会則第 22 条第 1 項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第 2 条 (目的)

委員会は看護診断に関する研究の助成の選考に伴う事項を行うことを目的とする。

第 3 条 (委員会)

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員の中から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第 4 条 (委員長)

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第 22 条第 1 項）

第 5 条 (委員)

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は 1 期とする。

第 6 条 (委員会の招集)

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第 7 条 (活動事項)

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 研究助成の選考にかかる事項
- 2) 研究助成後の成果、収支報告に関わる事項
- 3) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第 8 条 (規程の改正)

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は 2000 年 6 月 12 日より施行する。
2. この規程は 2008 年 12 月 21 日一部改正実施する。
3. この規程は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
4. この規程は 2014 年 3 月 23 日一部改正実施する。
5. この規程は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
6. この規程は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

5) 広報委員会規程

第1条（運営）

本学会会則第22条第1項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第2条（目的）

委員会は本学会の活動を広く広報するとともに、新たな会員の獲得のための広報活動を行うことを目的とする。

第3条（委員会）

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第4条（委員長）

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第22条第1項）

第5条（委員）

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続2期までとする。

第6条（委員会の招集）

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条（活動事項）

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 本会の事業等の広報活動
- 2) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第8条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は2000年6月12日より施行する。
2. この規程は2008年12月21日一部改正実施する。
3. この規程は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規程は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規程は2020年10月16日一部改正実施する。

6) 国際交流委員会規程

第1条（運営）

本学会会則第22条第1項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第2条（目的）

委員会は看護診断に関する国際交流を推進することを目的とする。

第3条（委員会）

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第4条（委員長）

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第22条第1項）

第5条（委員）

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続2期までとする。

第6条（委員会の招集）

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条（活動事項）

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 海外の組織との交流
- 2) NANDAインターナショナルとの情報交換
- 3) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第8条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は2000年3月12日より施行する。
2. この規程は2008年3月20日一部改正実施する。
3. この規程は2008年12月21日一部改正実施する。
4. この規程は2012年7月13日一部改正実施する。
5. この規程は2014年3月23日一部改正実施する。
6. この規定は2015年6月14日一部改正実施する。
7. この規程は2020年10月16日一部改正実施する。

7) 規約委員会規程

第 1 条 (運営)

本学会会則第 22 条第 1 項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第 2 条 (目的)

委員会は学会運営が公正かつ円滑に行われるために会則、委員会規定、選挙規約、細則等の作成・見直しを行うことを目的とする。

第 3 条 (委員会)

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第 4 条 (委員長)

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第 22 条第 1 項）

第 5 条 (委員)

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続 2 期までとする。

第 6 条 (委員会の招集)

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第 7 条 (活動事項)

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 会則を、適宜、学会運営の実情に合わせて改正するための案を作成し、理事会に付議すること
- 2) 会則に基づく必要な細則等の規約案を作成し、理事会に付議すること
- 3) その地、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第 8 条 (規程の改正)

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は 2000 年 6 月 12 日より施行する。
2. この規程は 2008 年 12 月 21 日一部改正実施する。
3. この規程は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
4. この規程は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
5. この規程は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

8) 学術活動委員会規程

第1条（運営）

本学会会則第22条第1項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第2条（目的）

委員会は看護系諸学会・団体との相互交流と連携をはかり、看護診断学の研究成果を社会に発信することを目的とする。

第3条（委員会）

委員会は理事から選ばれた委員長、ならびに評議員および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第4条（委員長）

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第22条第1項）

第5条（委員）

委員長は評議員および会員の中から委員を推薦し、理事会で審議、承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続2期までとする。

第6条（委員会の招集）

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条（活動事項）

委員会は以下の活動を行う。

- 1) 学術等に関わる活動
- 2) その他、委員会が発議し、理事会が承認した事項

第8条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は2006年6月24日より施行する。
2. この規程は2008年12月21日一部改正実施する。
3. この規程は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規程は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規程は2020年10月16日一部改正実施する。

9) 利益相反 (conflict of interest : COI) 委員会規程

第1条 (運営)

本学会会則第22条第1項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は、この規程によって運営する。

第2条 (目的)

1. 委員会は会員の看護学研究や学会関連活動において利益相反（COI）管理の方針と方を定め実施する。
2. 上記目的のため、COI管理指針ならびにCOI管理指針の細則を定める。

第3条 (委員会)

委員会は副理事長1名、編集委員長、規約委員長、ならびに理事長が指名した委員をもって構成する。

第4条 (委員長)

委員長は理事会が推薦し、理事長が委嘱する。（会則第22条第1項）

第5条 (委員)

1. 委員は理事会で承認を得て、理事長が委嘱する。委員の任期は連続2期までとする。
2. 理事長が指名した委員についても前項に準ずる。

第6条 (委員会の招集)

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条 (活動事項)

1. 委員会は、以下の活動を行う。
 - 1) 学会役員・各委員会委員・査読委員・学術大会長、学会関連活動等のCOIに関する自己申告書の確認
 - 2) COI自己申告内容に関して疑義が生じた場合の調査の実施と結果の答申
 - 3) COI管理指針およびCOI管理指針の細則に関すること
 - 4) COI防止に関する施策及び普及啓発活動に関すること
 - 5) その地、委員会が発議し、理事会が承認した事項
2. 委員会委員が関与する事案が調査の対象となった場合、当該委員は調査業務に加わらないものとする。

第8条 (秘密保持および個人情報)

委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。その委員を退いた後も同様とする。

第9条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て理事会の承認を受ける。

付 則

1. この規程は2022年7月15日より施行する。

2. 選挙に関する事項

1) 選挙管理委員会規約

第1条（選挙管理委員会の設置）

1. 会則第14条第2項に基づき、評議員の選挙が実施される1年前に選挙管理委員会を設置する。
2. 選挙管理委員会は理事会において理事・監事を除く会員から3名を選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員長は委員の互選により決定する。

第2条（評議員選挙の公示）

1. 選挙管理委員会は、投票締切り日を決定し、会員へ公示する。
2. 投票締切り日は年度末の3か月前とする。
3. 選挙管理委員会は選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、選挙の1か月前に選挙人（会員）へ送付する。
 - 1) 6年間継続して理事・評議員に就任している者は被選挙人名簿から削除する。
 - 2) 上記1)の理由により被選挙人名簿から削除されていた者のうち、その期間が3年以上経過した者は再び被選挙人名簿に入れる。

第3条（評議員選挙の投票）

1. 投票は郵送によって行い、投票用紙、投票用紙密封封筒および投票用封筒を選挙人へ送付する。
2. 投票締切り日の消印は有効とする。
3. 投票は地区ごとに定められた人数とする。地区ごとの人数は別に定める。

第4条（評議員選挙の開票）

1. 開票は選挙管理委員全員が立会いのもとで行う。
2. 開票用紙に規定数以下の印をつけた場合は有効票として取り扱う。
3. 投票用紙に規定数を超えて印をつけた場合はすべて無効とする。
4. 指定された印以外の場合は無効とする。

第5条（評議員候補者名簿の作成）

選挙管理委員会は、得票数上位の者から順に定数枠数を評議員候補者として、50音順の名簿を作成し、理事長へ報告する。

第6条（評議員次点者名簿の作成）

1. 選挙管理委員会は、次点者の名簿を作成し、理事長へ報告する。
2. 次点者の名簿は、理事長が次回の選挙まで、鍵のかかる場所に保管する。

第7条（理事・監事選挙の投票）

1. 投票は郵送によって行い、投票用紙、投票用紙密封封筒および投票用封筒を選挙人へ送付する。
2. 投票締切り日の消印は有効とする。
3. 投票は、別に定められた理事定数と、監事2名とする。

第8条（理事・監事選挙の開票）

1. 開票は選挙管理委員全員が立会いのもとで行う。
2. 開票用紙に規定数以下の印をつけた場合は有効票として取り扱う。
3. 投票用紙に規定数を超えて印をつけた場合はすべて無効とする。
4. 指定された印以外の場合は無効とする。

第9条（理事・監事候補者名簿の作成）

選挙管理委員会は、得票数上位の者から順に定数枠数を理事・監事候補者として、50音順の名簿を作成し、理事長へ報告する。

第10条（理事・監事次点者名簿の作成）

1. 選挙管理委員会は、理事・監事次点者の名簿を作成し、理事長へ報告する。
2. 次点者の名簿は、理事長が次回の選挙まで、鍵のかかる場所に保管する。

第11条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より施行する。
2. この規約は2000年6月17日一部改正実施する。
3. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
6. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。
7. この規約は2021年7月27日一部改正実施する。

2) 評議員選出規約

第1条（総則）

会則第14条（評議員）第2項に定める評議員選出に関して定めるものである。

第2条（定数）

評議員定数は正会員数の約5%(四捨五入)とする。

第3条（被選出資格）

評議員の被選出者となる資格は、正会員となって3年以上を経過し、選挙公示の日までにその年度の会費を完納していることとする。

第4条（選挙資格）

評議員を選出する選挙資格は、正会員となって1年以上を経過し、選挙の公示までにその年度の会費を完納していることとする。

第5条（評議員候補者の承認）

理事長は、選挙管理委員会の報告と理事長推薦の評議員候補者について理事会に諮り、承認を得る。

第6条（評議員の決定）

1. 理事長は、理事会の承認後に評議員候補者に対して就任の承諾を確認する。就任の承諾については別途取り決めに示す。
2. 評議員就任を辞退する者がある場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第7条（欠員）

評議員の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より発効する。
2. この規約は2000年6月17日一部改正実施する。
3. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
6. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。

3) 理事選出規約

第 1 条 (総則)

この規約は本会会則第 13 条第 2 項に定める理事の選出に関するものである。

第 2 条 (定数・選出)

1. 理事は 15 名（理事長、副理事長を含む）とする。
2. 理事の選出は、新評議員による理事定数の連記により行う。
3. 投票は選挙管理委員会規約の第 7 条（理事・監事選挙の投票）に準じて実施する。
4. 理事及び監事に選出された者は、監事を優先する。

第 3 条 (理事長推薦理事)

新理事長は必要に応じ、上記選出方法とは別に評議員の中から若干名を理事として理事会に推薦することができる。

第 4 条 (理事候補者の承認)

理事長は、選挙管理委員会から報告された理事候補者および理事長推薦理事候補者を理事会に諮り、承認を得る。

第 5 条 (理事の決定)

1. 理事長は、理事会の承認後に理事候補者に対して、就任の承諾を確認する。
2. 理事就任を辞退する者がある場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第 6 条 (欠員)

理事の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第 7 条 (規約の改正)

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は 1997 年 7 月 19 日より施行する。
2. この規約は 2000 年 6 月 12 日一部改正実施する。
3. この規約は 2010 年 6 月 4 日一部改正実施する。
4. この規約は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
5. この規約は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
6. この規約は 2017 年 3 月 26 日一部改正実施する。
7. この規約は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

4) 監事選出規約

第 1 条 (総則)

この規約は本会会則第 15 条第 2 項に定める監事の選出に関して定めるものである。

第 2 条 (定数・選出)

1. 監事は 2 名とする。
2. 監事の選出は、新評議員による監事定数の連記により行う。
3. 投票は選挙管理委員会規約の 7 条（理事・監事選挙の投票）に準じて実施する。
4. 監事および理事に選出された者は、監事を優先する。

第 3 条 (監事候補者の承認)

理事長は選挙管理委員会から報告された監事候補者を理事会に諮り、承認を得る。

第 4 条 (監事の決定)

1. 理事長は、理事会の承認後に監事候補者に対して、就任の承諾を確認する。
2. 監事就任を辞退する者がある場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第 5 条 (欠員)

監事の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第 6 条 (規約の改正)

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は 1997 年 7 月 19 日より施行する。
2. この規約は 2000 年 6 月 12 日一部改正実施する。
3. この規約は 2010 年 6 月 4 日一部改正実施する。
4. この規約は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
5. この規約は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
6. この規約は 2017 年 2 月 13 日一部改正実施する。
7. この規約は 2017 年 3 月 26 日一部改正実施する。
8. この規約は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。

3. その他細則等

1) 名誉会員に関する細則

第1条

会則第5条3項の3)に基づき細則を定める。

第2条

名誉会員になることができる者は、次の各項のいずれかに該当し、原則70歳以上の者とする。

1. 日本看護診断学会の進歩・発展に多大な貢献をしたもの。
2. 以下の条件のいずれか2つ以上を満たす者
 - (1)理事長あるいは副理事長に在職した者
 - (2)理事に2期以上在職した者
 - (3)学術大会長を務めた者

第3条

名誉会員を推薦できる者は評議員とする。

第4条

名誉会員の推薦・決定は以下の手続きによる。

1. 名誉会員を推薦しようとする評議員は、毎年度2月末までに、推薦書（様式自由）を理事長に提出する。
2. 理事長は推薦書等を理事会へ提出し、理事会の審議を経て、評議員会及び総会に諮り決定する。

第5条

名誉会員の待遇は以下とする。

1. 年会費の納入を要しない。
2. 役員の被選挙権及び選挙権是有しない。
3. 学会誌及びニュースレターの送付を受ける。
4. 大会への参加及び研究発表をすることはできるが、参加費、交通費、宿泊費は自弁とする。ただし、推薦される年度の学術大会および懇親会は学会が招待し、交通費、宿泊費は学会が負担する。

第6条

本細則の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この細則は2000年6月12日より施行する。
2. この細則は2008年12月21日一部改正実施し、2008年4月から適用する。
3. この細則は2010年7月18日一部改正実施する。

4. この細則は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する。
5. この細則は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する。
6. この細則は 2017 年 12 月 10 日一部改正実施する。
7. この細則は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する。